

# アグリビジネス投資育成(株)のご紹介



Summary

## 商品概要

農業法人が対象となります。農業法人は、認定農業者※であることが必要です(見込み者を含む)。また、農業に関連する法人も対象となります。農業に関連する事業とは、農畜産物の加工、流通、農作業の受託などです。商品概要は以下のとおりです。

※認定農業者とは、農業経営改善計画について市町村長の認定を受けた農業者です。

名称	プロパー投資	アグリシードファンド	担い手ファンド	復興ファンド
投資期間	10年を基本とし、5年毎に延長を検討	10年以内	15年以内	15年以内
投資金額	原則10百万円超(出資上限比率50%)	10百万円以下(出資上限比率50%)	10百万円超(出資上限比率50%)	原則30百万円以下(原則、出資上限比率50%)
主な投資基準 (その他個別の審査基準あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 債務超過でないこと</li> <li>◎ 経常利益が過去3カ年平均で黒字であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 債務超過でないことまたは債務超過であったとしても、直近事業年度において経常利益及び税引後当期利益がいずれも黒字化しており、かつ5年以内に債務超過が解消できると見込まれること</li> <li>◎ 経常利益および税引後当期利益がいずれも3期連続赤字ではないこと</li> <li>◎ 5年以上の経営計画を作成していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 債務超過でないこと</li> <li>◎ 経常利益および税引後当期利益がいずれも3期連続赤字ではないこと</li> <li>◎ 5年以上の経営計画を作成していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 災害前の決算が債務超過でないこと、もしくは5年以内に解消可能であったと説明できること、また、3期連続赤字でないこと、もしくは翌年度黒字であったと説明できること</li> <li>◎ 10年後に税引前当期利益が黒字、かつ債務超過が存在しない事業計画を作成していること、かつ達成が見込まれること</li> </ul>
留意事項	設立後3年未満の場合は経験者が従事しており、財務基盤が良好であり、事業計画の実現可能性高いこと等が必要。また、設立後3年未満の場合、認定農業者の見込み者は対象外	繰欠を抱える場合、5年以内の解消見込が必要	繰欠を抱える場合、5年以内の解消見込が必要	<対象となる災害等> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 激甚災害法により「本激」、「早期局激」に指定された災害 災害救助法が適用された災害</li> <li>◎ 家畜伝染病予防法に基づく初動対応が実施された伝染病</li> <li>◎ 新型インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症 ※対象となる災害、伝染病、感染症の発生から3年以内</li> </ul>